

日本臨床検査医学会定款

第3章 会 員

(種別)

第9条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員：臨床検査医学(臨床病理学)ならびに臨床検査に関心を有し、本法人の目的に賛同した者。
- (2) 学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し本法人の目的に賛同した者。
- (3) 賛助会員：本法人の目的に賛同した団体。
- (4) 名誉会員：本法人に多大な貢献をした正会員および功労会員の中から、理事会が推薦し、社員総会で承認を得た者。名誉会員の称号は終身称号とする。
- (5) 功労会員：原則として評議員を65歳で定年退任した者の中から別に定める地域別の会員団体が推薦し、理事会、社員総会の承認を得た者。功労会員の称号は終身称号とする。

(入会)

第10条 正会員、学生会員、賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載して提出しなければならない。

(会費)

第11条 会員は、別途定める会費規定に従って会費を納入しなければならない。

(退会)

第12条 退会しようとする会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名およびその他の処分)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本法人の会員としての義務に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を著しく毀損したとき。
 - (3) 本法人の目的に反する行為があったとき。
- 2 会員に対するその他の処分をするために必要な規定については、別途定める。

(会員たる資格の喪失に関する規定)

第14条 会員は、前二条のほか、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 3年間の会費を滞納したとき。
- (2) 成年被後見人および被保佐人の審判を受けたとき。
- (3) 死亡、失踪宣告ならびに団体の会員ではその団体が解散したとき。

日本臨床検査医学会細則

(総則)

第1条 この細則は、本法人定款第3章の会員に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 この細則で会員とは、正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員および功労会員をいう。

(機関誌等の配布)

第4条 当該年度の会費を年度内に納めた会員は、その年度の本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けることができる。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、会費を添えて、理事長に入会申込書を提出する。

2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(会費)

第6条 会費年額は、正会員は13,000円、学生会員は7,000円、賛助会員は一口50,000円以上、功労会員は7,000円を納入する。名誉会員は会費を納入することを要しない。

(異動の届出)

第7条 会員は、本細則第5条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて理事長に届け出なければならない。

(休会)

第8条 会員は、次の場合には休会することができる。

(1) 留学または休職の場合

(2) その他止むを得ない理由により理事長が認めた場合

2 休会の期間は、会員からの届け出日より始まり、復会の届け出日に終了する。

3 休会の期間が2年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。この場合において延長は1年毎に行うものとする。

4 前2項の届け出は、書面によるものとする。

5 休会者については、会費の納入を免除し、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。

6 休会の届け出をした場合において届け出た期間が終了して1年経過したときは、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(退会の届出)

第9条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出する。

2 退会日は、退会届を提出した日とする。

- 3 退会者については、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。

(会員たる資格の喪失)

第10条 定款第14条に定める会員たる資格の喪失に関する事項については、理事会において決定する。

(評議員会費)

第11条 定款第4章の評議員は、評議員会費として正会員会費に加えて年額2,000円を納入するものとする。

(臨時会費)

第12条 本法人の学術集会および学術誌における会員以外の連名者は、年額2,000円を納入するものとする。

(会費の納入)

第13条 会費(賛助会員を除く)は、毎年1月から12月までの年度会費を、当該年度の3月末日までに一括納入するものとする。

- 2 賛助会員は、当該年度中に年度会費を一括納入するものとする。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 4 会員が復会した場合は、復会時に当該年度の会費を納入しなければならない。
- 5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合または会員でなくなった場合であっても返還しない。